

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	四五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件	四五
○保安林の指定をする予定である件二件	四五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件	四五
○道路の供用を開始する件	四五
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件六件	四五
○福島県警察本部	四五
○一般競争入札を行う件二件	四五
○福島海区漁業調整委員会	四五
○はえなわ漁業について指示する件	四五

告示

福島県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同法第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月二十二日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合ふくしまいずみ店 福島県福島市森合字清水七

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 開店時刻が早まり駐車場を利用することができるとの時間帯が拡大することで、周辺住民の生活環境に影響が生じることが無いよう、以下の点に留意すること。
 1 荷捌きや車両のドアの開閉等により生じる騒音に、十分配慮すること。
 2 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を周囲の住居から距離を確保するなど、十分に配慮すること。
 3 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が周辺住民の生活環境を脅かすことの無いよう、注意喚起に努めること。
 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により法第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月二十二日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により法第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月二十二日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
二本松市杉沢字川前五九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市山口字松保九五、九六、九七の一、九八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市渡利字欠上四、五の二、六、字金畑三〇
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡楢葉町大字波倉字原三八六、三八七、字前山一の二から一の五まで、二、字

浜田二四の一、二四の二、二五、二六の三から二六の五まで、二六の一〇、二六の一
 一、二七の一、三二の一、三四の一、三七の二、三九の三、字浜畑一の一、二の二、
 三の二、五、七の一、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一三、一五の
 一、一五の二、一八、一九の一、二〇の二、二二の二、二三の二、二四の二、四四の
 四、四六の一、四九の二、五一の一、五二、五八の一、五九の一、五九の二、六〇の
 二、六二の二、七七の二、七八から八〇まで、字鎌田一の一、二の三、五の二、五の
 三、六の一、六の三、七の四、九の二、一〇の四、一〇の五、一〇の九、一二、字坊
 ノ下一二の三、一二の四、一二の三、一四の三、一四の四、字五反田一の一、一の二、
 一の五、一の六、二の四、二の六、四の二、一三の二、一四の三、一四の四、一五の
 二、一六の五から一六の八まで、一二三、字橋向四六、字横枕一の二、一〇、一一の
 三、一二の三、一三の二、一五の一から一五の三まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
 全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次
 のように保安林の指定をする予定である。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

相馬市磯部字古磯部七四の二、七五の二、八二の二、九三の三、一一一の六、一九

九の二、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇二の二、二〇八の三、二〇八の六、二二九の

一、二二九の三、三四六の二、八九七から九〇七まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
 全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保
 安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町(国有林)次の図に示す部分に限る。(

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び
 猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保
 安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市小川町上平字光平七六の八、七六の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	南相馬市小高区福岡字大明神二二〇番地先から 同 市小高区村上字逆堰九番三 地先まで	令和五年九月二二日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月三日次のとおり指定した。
令和五年九月二十二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

売りさばき所の名称及び所在地

福島地区交通安全協会 会 一号

令和五年一〇月一日から
令和一〇年九月三〇日まで

福島地区交通安全協会

長 大村 雅

福島市上町七番三二号(福島警察署東庁舎内)

(出納総務課)

福島県告示第五百九十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月九日次のとおり指定した。
令和五年九月二十二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

売りさばき所の名称及び所在地

福島県庁消費組合 福島市中町八番二

令和五年一〇月一日から
令和一〇年九月三〇日まで

福島県庁消費組合喜多方合同庁舎内売店

小柴 宏幸

喜多方市松山町鳥見山字下天神六番地三

渡部 浩信 耶麻郡猪苗代町字 同

町尻三四五のイ

ぶちシヨップ つるや
耶麻郡猪苗代町字原五八の四
(出納総務課)

福島県告示第五百九十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月十日次のとおり指定した。
令和五年九月二十二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

売りさばき所の名称及び所在地

森合 宏

いわき市植田町本町三丁目八番地の三

令和五年一〇月一日から
令和一〇年九月三〇日まで

有限会社森合損害保険事務所

有限会社鍋屋第一商事

いわき市小名浜西町五番地の七

同

有限会社鍋屋第一商事

有限会社福陽自動車教習所

いわき市錦町上川田一九番地

同

株式会社福陽自動車教習所

福島県庁消費組合 小柴 宏幸

号

同

福島県庁消費組合いわき合同庁舎内売店

株式会社福陽自動車教習所

いわき市錦町上川田一九番地

同

株式会社福陽自動車教習所

猪狩 裕美

いわき市四倉町狐塚字川田八二

同

大浦簡易郵便局

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月十四日次のとおり指定した。
令和五年九月二十二日

福島県告示第五百九十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月十四日次のとおり指定した。
令和五年九月二十二日

猪狩 裕美

いわき市四倉町狐塚字川田八二

同

大浦簡易郵便局

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

吉田 朝行 二本松市上川崎字 矢矧内四七番地 令和五年一〇月一日から 令和一〇年九月三〇日まで

株式会社昭和 堂 白河市愛宕町四四 番地 同

株式会社白河 自動車学校 白河市五番丁川原 一〇一番地五 同

株式会社県南 自動車学校 白河市東釜子字古 峯内九八番地 同

株式会社平中 央自動車学校 いわき市内郷小島 町天ノ田一五番地 の二 同

売りさばき所の名称 及び所在地 吉田商店 二本松市上川崎字矢矧内四七番地 株式会社昭和堂 白河市愛宕町四四番地 株式会社白河自動車学校 白河市五番丁川原一〇一番地五 株式会社県南自動車学校 白河市東釜子字古峯内九八番地 株式会社平中央自動車学校 いわき市内郷小島町天ノ田一五番地の二 (出納総務課)

福島県告示第五百九十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月十八日次のとおり指定した。

令和五年九月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

片田 尚子 郡山市大町一丁目 一二番二号 令和五年一〇月一日から 令和一〇年九月三〇日まで

株式会社田村 自動車教習所 田村市船引町船引 字山ノ内一四九番 地の一 同

有限会社関葉 品商会 会津若松市西栄町 六番二一号 同

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称 及び所在地 丸栄ふとん店 郡山市大町一丁目一 二番二号 株式会社田村自動車教習所 田村市船引町船引字 山ノ内一四九番地の 一 関善吉薬局 会津若松市川原町二

番一三号 (出納総務課)

福島県告示第五百九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年八月二十二日次のとおり指定した。

令和五年九月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

笠間 直一 郡山市片平町字庚 垣原一四番地 令和五年一〇月一日から 令和一〇年九月三〇日まで

有限会社たは ら 南相馬市原町区北 長野字北原田三〇 五番地の二 同

有限会社大越 双葉郡広野町大字 下北迫字苗代替五 六番地の五七 同

富岡地区交通 安全協会 会 長 松本 重 二丁目一九番 同

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称 及び所在地 笠間商店 郡山市片平町字庚垣 原一四番地(富士工 業株式会社敷地内) 有限会社たはら 南相馬市原町区北長 野字北原田三〇五番 地の二 有限会社大越 双葉郡広野町大字下 北迫字苗代替五六番 地の五七 富岡地区交通安全協 会 双葉郡富岡町中央二 丁目一九番(双葉警 察署内) (出納総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第75号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察デジタル変革推進事業に係るシステム構築委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年9月22日

福島県警察本部長 若田 英

1 入札に付する事項**(1) 業務の名称及び数量**

福島県警察デジタル変革推進事業に係るシステム構築委託 一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。**(3) 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日まで****(4) 履行場所 仕様書による****(5) 入札方法**

ア 本件入札は、総合評価競争入札により行う。

イ 入札者は、総合評価のための提案書を入札書とともに提出しなければならない。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 最低制限価格の設定

本件入札は、最低制限価格を設けない。

(7) 低入札価格調査の設定

本件入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。**(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。****(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。****(4) 経営状況等に係る次に掲げる項目のいずれにも該当する者であること。**

ア 経営の状況が著しく不健全でなく、適正な契約の履行が確保されると認められる者であること。

イ 消費税及び地方消費税並びに本県の事業税、法人県民税及び自動車税を滞納していない者であること。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はそれらの統制の下にある団体でないこと。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 公的な認証等に係る次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

ア 品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 品質マネジメントシステム適合性評価制度における I S O 9001 / J I S Q 9001（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認証を取得している者であること。

- (イ) 上記(ア)と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを確立していること。
- イ 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISO/IEC 27001/JIS Q 27001又はISMSの認証を取得している者であること。
- (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (ウ) 個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定されていること。
- (6) 受注実績に係る次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。
- ア 官公庁向けの情報システム導入実績を過去5年以内に有すること又は同様の実績を有すること。
- イ 1,000名以上の職員が利用する承認機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去5年以内に有すること又は同様の実績を有すること。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 提案書の提出 総合評価のための提案書を6に示した入札書の提出と同時に提出すること。
- (2) 総合評価の方法
技術評価点（技術提案に係る得点）と価格評価点（入札価格に係る得点）の合計（1,000点満点）をもって行う。
- ア 技術評価点
技術提案の内容を評価項目と評価基準により評価し、評価項目ごとに加点した数値の合計値（最大750点）とする。
必須とする項目については、最低限の要求項目を満たしているか否かを判定し、満たしていない場合は失格とする。この場合、その後の評価は行わない。
- イ 価格評価点
価格評価点の得点配分（250点）に対して、予定価格と入札価格から算出した割合を乗じて得た数値とする。
- ウ ア及びイの評価基準の詳細は、入札説明書による。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年10月23日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 5 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和5年9月22日（金）から同年10月23日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 6 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 5に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 4に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙60枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 7 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年11月8日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年11月7日（火）午後5時までに4に掲げる場所に必着のこと。
- 8 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内であり、かつ3の(2)により算出された総合評価点が最も高い者を落札者とする。
イ 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、3の(2)による落札者となるべき者の入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the products for lease: System Development for Fukushima Prefectural Police Digital Transformation Project 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 8 November 2023
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 7 November 2023
(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151
(会 計 課)

福島県警察本部公告第76号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許申請自動受付装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年9月22日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 入札に付する事項
(1) 借入物品の名称及び数量 運転免許申請自動受付装置 一式（装置の設置及び設定、適正な保守、賃貸借期間終了後のデータの消去及び装置等の撤去を含む。）
(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 借入期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで
(4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
(3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
(4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年10月13日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年9月22日(金)から同年10月13日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月9日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和5年11月7日(火)午前10時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年11月6日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Equipment for Automatic Acceptance for Dreiver's License Applications 1 set (including equipment installation and mechanical setting, appropriate maintenance, data erasing and removal of equipment, etc. after lease expiration)

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 7 November 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 November 2023

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho,

Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年九月二十二日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智 光

福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号)第四十一条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和五年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。